

令和9年3月定例会での予算審査について（案）

予算説明会

【運営】

- 開催単位は、分科会ごととし、並行して行う
- 会場は、大会議室（間仕切ることで2会場とする）、第一委員会室、第二委員会室、第四委員会室の5会場とする
- 課により事業内容や予算額の多少があることから、各課の説明内容や時間配分については、各部長に委ねることとし、各部に時間を割り振る
- 各部からの説明は全ての分科会で原則1日（9:00～17:00）とする各部の持ち時間は、1日（10:00～17:00）を基本とするが、所属する課の数が多い部局は、各2日とする
- 説明に当たっては、以下の点に留意し、各部局が詳細を説明すべきと考える小事業について選定いただく
 - ・読めば分かる内容の説明は避け、ポイントを絞った説明とすること
 - ・前年度から大きく変更があった事業、新規事業及び廃止事業を重点的に説明すること
- 各課には、~~小事業別に説明を求める~~
- ~~歳出予算説明調書の内容を掘り下げたような説明をいただくことや、調書を読むだけでは分からないような内容も説明いただくよう御協力いただく~~
- 各課の説明の際は、担当部長の出席を求める
- 説明を求める予算は、一般会計、特別会計、企業会計の当初予算とする
- 事前審査とならないよう、説明に対する質問は、説明の中で分かりにくかった点や聞き逃した点、また歳出予算説明調書の記載内容で理解しにくい点のみにとどめ、事業の中身を聞くような予算の疑義に対する質問は、本会議や分科会審査の中で行う
- 自身が所属する分科会の説明が終了した後は、他の分科会の説明会に入室することができる。また、説明会が行われていない分科会の委員は、他の分科会の説明会に出席することができる
- 歳出予算説明書の作成に当たっては、積算基礎の内訳を可能な限り詳細に記載いただくよう求める

分科会審査

【審査全般】

- 審査期間は、予算議案及びその他議案を合わせて各分科会 2 日間とする
- 質疑は、①一般会計補正予算、②一般会計当初予算、③特別会計・企業会計予算（補正予算・当初予算）、④その他議案の順で行う
- 質疑の持ち時間は、2 日間でおおむね一人当たり 90 分とし、自己で管理する
- 1 日目の質疑は午後 5 時を目途に分科会委員長判断により、切りの良いところで打ち切り、2 日目は 1 日目に引き続いて質疑を行う

【審査の方法】

① 一般会計予算（補正予算）

- 一般会計補正予算については、一括して質疑を行う

② 一般会計予算（当初予算）

- 一般会計当初予算の審査は次のとおりとする
 - ・歳入については、一括して質疑を行う
 - ・歳出について、款・項・目の番号順に全ての目ごとにそれぞれ質疑を行う。つまり、委員長は全ての目を宣告し、一つずつ目の審査を行う。なお、総務分科会の目において、人件費のみの目の質疑は総括的な質疑で行う
 - ・全ての目の質疑を終えた後、総括的な質疑を行う
なお、総括的な質疑とは、予算全般に関するものや、目単位の質疑として適さないもの、目での質疑の機会を逸した場合などのことをいう
 - ・委員の判断により、予算に関する質疑は総括的な質疑の場で一括して行うことができる

③ 特別会計・公営企業会計予算（補正予算・当初予算）

- 特別会計・公営企業会計予算については、一括して質疑を行う

④ その他議案の審査

- その他議案（条例、契約議案等）については、一括して質疑を行う

【その他】

- 委員長報告について、2 日間の質疑において一人当たり 2 件以内で副委員長まで、2 日目の分科会終了後、直ちに提出する。